

新庁舎建設に関するこれまでの主な経過

年	内容
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒磯市・西那須野町・塩原町 合併協議会において、「新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の黒磯市役所とし、本庁及び支所を置く。また、西那須野町に支所、塩原町に支所及び出張所を置くものとし、3支所とも総合支所方式を採用する。将来の新庁舎の位置は、那須塩原駅周辺とする。」ことを確認
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新庁舎建設事業を新市の主要施策・事業の 1 つに位置付けた新市建設計画を策定
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 那須塩原市新庁舎整備基金条例を制定（基金の積立開始） ○ 新市建設計画及び第 1 次那須塩原市総合計画に基づき、新庁舎建設に向けた庁内検討を開始
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により、喫緊の課題である放射能対策を最優先に取り組むこととし、新庁舎建設の検討を一時延期
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎建設市民検討懇談会や庁内検討組織を設置し、新庁舎建設に関する調査や研究、検討を再開 ○ 「広報なすしおぼら」「那須塩原市ホームページ」に新庁舎建設に関する記事等を掲載するとともに、市民対象のアンケートを実施
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントや市民アンケートの結果、市議会からの提言事項などを踏まえ、3月に那須塩原市新庁舎建設基本構想を策定 ○ 4月に企画部企画政策課内に庁舎準備室を設置し、基本計画の策定に向けた検討開始 ○ 東京オリンピックなどの影響により、建築費等の高騰が伝えられていること、合併特例債の発行可能期間も平成 36 年度まで延長されたことを踏まえ、東京オリンピック以降に建設時期を延期することが適当であると判断 ○ 庁舎準備室を廃止し、新庁舎建設に関する事務を企画政策係に移管
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併特例債の発行可能期間を見据えると、東京オリンピック以降、速やかに建設工事に着手する必要があることから、庁内検討組織を立ち上げ、新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を再開
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月に企画部企画政策課内に庁舎準備室を設置するとともに、庁舎建設市民検討懇談会を立ち上げ、基本計画の策定に向けた本格的な検討を再開